



ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

第12条第2号ア及びイを削る。

第14条第2項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」を「申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの」に改め、同項各号を削る。

第15条の2第1項中「第12条の2第1項」を「第13条第1項」に改める。

第17条を次のように改める。

### 第17条 削除

第25条第2項第2号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

別表第3を削る。

様式第9号備考1を次のように改める。

- 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添付すること。

様式第19号備考以外の部分中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同様式備考1中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)

富山県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第14号

富山県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則

富山県魚介類行商取締条例施行規則（昭和25年富山県規則第86号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に富山県魚介類行商取締条例を廃止する条例（令和3年富山県条例第40号）による廃止前の富山県魚介類行商取締条例（昭和25年富山県条例第25号）第3条第1項の許可を受けて魚介類行商を営んでいる者であって、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第57条第1項の規定による届出をしていないものについては、この規則による廃止前の富山県魚介類行商取締条例施行規則の規定（第3条第2項の規定を除く。）は、この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

（生活衛生課）

富山県農林水産総合技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第15号

富山県農林水産総合技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県農林水産総合技術センター条例施行規則（平成20年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第1の6の表を別表第1の9の表とし、別表第1の5の表の次に次の3表を加える。

6 農業機械（機械の性能上1日単位で使用するものを除く。）及び研修室

種別		単位	金額
ロボットトラクタ		1台につき1時間	1,690円
自動運転田植機		1台につき1時間	970円
収量コンバイン		1台につき1時間	470円
大研修室	全面使用	1時間	1,330円
	2分の1使用	1時間	660円
小研修室		1時間	470円

7 農業機械（機械の性能上1日単位で使用するものに限る。）

種別	単位	金額
農業用ドローン	1台につき1日	2,780円

8 研修用ほ場

種別	単位	金額
研修用ほ場	1日	12,950円
	1時間	2,160円

附 則

この規則は、富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例（令和3年富山県条例第34号）の施行の日から施行する。ただし、第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（農林水産企画課）

富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第16号

富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

富山県立総合衛生学院学則（昭和49年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「2年」を「1年」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第2条第1項の表の規定は、令和3年4月1日以後に入学する学生について適用し、同年3月31日において在学する学生については、なお従前の例による。

（医 務 課）

富山県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第17号

富山県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第1順位 副知事 蔵堀祐一

第2順位 副知事 横田美香

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（人 事 課）

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第18号

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則  
富山県産業技術研究開発センター条例施行規則（昭和61年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の表中

「設計支援用コンピューター	4,120円」
---------------	---------

を

「設計支援用コンピューター	4,120円
複合材料デザインシステム	2,000円」

に改める。

別表第1の7の表マイクロ蛍光エックス線分析装置の項の次に次のように加える。

グロー放電発光分析装置	1台につき1時間	4,640円
-------------	----------	--------

別表第1の7の表酸素窒素水素分析装置の項の次に次のように加える。

炭素硫黄分析装置	1台につき1時間	2,480円
----------	----------	--------

別表第2の1の表中「6,200円」を「9,230円」に、「15,200円」を「18,000円」に、「4,800円」を「5,510円」に、

「酸素窒素水素分析	11,780円」
-----------	----------

を

「酸素窒素水素分析	11,780円
炭素硫黄分析	4,320円」

に、

化学分析	金属分析	3,960円
	有機材料、工業薬品その他	3,040円
	水質 水素イオン濃度及び導電率	1,020円
	過マンガン酸消費量、蒸発残留物及び懸濁物質	1,890円
	ホルムアルデヒド及びヘキサン抽出物質	3,360円

を

化学分析	有機材料、工業薬品その他	3,040円
	水質 水素イオン濃度及び導電率	1,020円
	過マンガン酸消費量、蒸発残留物及び懸濁物質	1,890円
	ホルムアルデヒド及びヘキサン抽出物質	3,360円

に改める。

別表第2の3の表中「890円」を「930円」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に依頼の承認を受けている者の当該承認に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県規則第19号**

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の15の項の右欄中第14号を第16号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 法第68条の69第3項第5号イに規定する優良な宅地の造成の認定の申請の受理及び県への送付

(10) 法第68条の69第3項第6号に規定する優良な住宅の新築の認定の申請の受理及び県への送付

第2条の表の21の項の右欄の第7号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同欄の第8号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同欄の第9号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表の21の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(市町村支援課)

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県規則第20号**

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の



一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表の1の(3)中 

360円
1,050円

 を 

1,130円
1,050円

 に改め、同表の1の(5)

中「350円」を「430円」に改め、同表の2の(1)中「(動物を用いる試験を除く。)」を削り、同表の2の(2)及び(3)中「動物を用いる試験及び」を削り、同表の2の(5)を削り、同表の2の(6)を同表の2の(5)とし、同表の2の(7)中「動物を用いる試験及び」を削り、同表の2の(7)を同表の2の(6)とし、同表の2の(8)を同表の2の(7)とし、同表の2の(9)を同表の2の(8)とし、同表の2の(10)を同表の2の(9)とし、同表の2の(11)を同表の2の(10)とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(くすり政策課)

富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第21号

富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則

(富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

**第1条** 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

（次世代育成支援対策推進法第19条第1項の特定事業主等を定める規則及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第1項の特定事業主等を定める規則の一部改正）

**第2条** 次に掲げる規則の規定中公営企業管理者の項を削る。

- (1) 次世代育成支援対策推進法第19条第1項の特定事業主等を定める規則（平成17年富山県規則第49号）本則の表
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第1項の特定事業主等を定める規則（平成28年富山県規則第20号）本則の表

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（情報政策課）

富山県登山届出条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県規則第22号**

富山県登山届出条例施行規則の一部を改正する規則

富山県登山届出条例施行規則（昭和44年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「、性別」を削り、同様式の別紙中

住所	氏名	性別	
			住所 氏名





- エ 農林水産部に関すること。
- オ 出納局に関すること。
- カ 企業局に関すること。
- キ 監査委員との連絡調整に関すること。
- ク 労働委員会との連絡調整に関すること。
- ケ 海区漁業調整委員会との連絡調整に関すること。
- コ 内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。
- サ その他知事が指定する事項に関すること。

(担任の特例)

**第2条** 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任事務は、他の副知事が担任するものとする。

**附 則**

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(人 事 課)

---

